

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の賦課徴収等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉田町は、地方税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

静岡県吉田町長

公表日

令和8年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収等に関する事務
②事務の概要	1 納税者からの申告、届出、調査等による賦課管理事務 (個人町民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税) 2 課税の情報による収納、還付、充当等や納税証明書等の発行を行う収納消込事務 3 滞納者情報による督促状等の送付や滞納者の管理や納付指導等を行う滞納整理事務 4 口座情報の登録管理及び各金融機関への口座振替(振込)依頼事務等を行う口座管理事務 5 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 6 賦課状況に基づき、申請に応じて課税・所得・評価等の証明書の発行を行う事務
③システムの名称	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座管理システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
当初資料ファイル、年金特徴ファイル、軽自動車税車両情報ファイル、固定資産税賦課情報ファイル、固定資産税土地情報ファイル、固定資産税家屋情報ファイル、固定資産税償却資産情報ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分ファイル、交渉記録ファイル、口座情報ファイル、個人住民税申告書(電子)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表 第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課 収納管理部門・住民税部門・資産税部門
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 行政部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87 TEL 0548-33-2132
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 収納管理部門・住民税部門・資産税部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87 TEL 0548-33-2109、2107、2108
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	[1万人以上10万人未満]	
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	[500人未満]	
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当が入力した内容した内容について、複数人による確認を徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ICカードとパスワードによる認証を行うことで、システムへのアクセスが可能な職員を限定している。また、年度ごと職員の業務内容に応じて権限を設定することで、アクセス権限を適切に管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の集計か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の集計か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	I ④2 法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号及び …… (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号及び ……	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号及び …… (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号及び ……	事後	
令和4年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の集計か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の集計か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 第16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第16条	番号法第9条第1項別表 第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第16条	事後	
令和6年9月1日	I ④2 法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号及び別表第二における … (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号及び別表第二における …	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第 8号に基づく主務省令第2条の表における… (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第 8号に基づく主務省令第2条の表における…	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 1 いつ時点の集計か	令和6年9月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 2 いつ時点の集計か	令和6年9月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅳ 8 人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	新様式移行に伴う記載追加
令和7年7月1日	Ⅳ 8 判断の根拠	－	担当が入力した内容した内容について、複数 人による確認を徹底していることから、人為的 ミスが発生するリスクへの対策は「十分である 」と考えられる。	事後	新様式移行に伴う記載追加
令和7年7月1日	Ⅳ 11 最も優先度が高いと 考えられる対策	－	3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	新様式移行に伴う記載追加
令和7年7月1日	Ⅳ 11 当該対策は十分か	－	十分である	事後	新様式移行に伴う記載追加
令和7年7月1日	Ⅳ 11 判断の根拠	－	ICカードとパスワードによる認証を行うことで、 システムへのアクセスが可能な職員を限定して いる。また、年度ごと職員の業務内容に応じ て権限を設定することで、アクセス権限を適切 に管理している。	事後	新様式移行に伴う記載追加
令和7年9月1日	I 2 特定個人情報ファイル名	当初資料ファイル、年金特徴ファイル、軽自動 車税車両情報ファイル、固定資産税賦課情報 ファイル、固定資産税土地情報ファイル、固定 資産税家屋情報ファイル、固定資産税償却資 産情報ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分 ファイル、交渉記録ファイル、口座情報ファイル	当初資料ファイル、年金特徴ファイル、軽自動 車税車両情報ファイル、固定資産税賦課情報 ファイル、固定資産税土地情報ファイル、固定 資産税家屋情報ファイル、固定資産税償却資 産情報ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分 ファイル、交渉記録ファイル、口座情報ファイ ル、個人住民税申告書(電子)ファイル	事前	
令和8年7月1日	Ⅱ 1 いつ時点の集計か	令和7年7月1日 時点	令和8年7月1日 時点	事後	
令和8年7月1日	Ⅱ 2 いつ時点の集計か	令和7年7月1日 時点	令和8年7月1日 時点	事後	